

生活福祉資金貸付の ご案内

和歌山県社会福祉協議会では、低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、生活福祉資金貸付事業を実施しています。

このリーフレットは、貸付条件のすべてをお伝えするものではありません。
詳細につきましては、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



ご相談は、お住まいの市町村社会福祉協議会へ

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

〒640-8545 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザビッグ愛7階

Tel: 073-435-5223

▶生活福祉資金はこのような資金です（4つの特徴）

低所得者（※1）、障害者、高齢者のための資金 ～あなたの”自立”がゴールです～

他から融資を受けにくい世帯を対象に、貸付以外の方法で解決できないか相談させていただき、必要最小限の資金を融資して、多重債務に陥ることを未然に防止します。

相談支援付き資金 ～民生委員、社会福祉協議会があなたの暮らしをサポート～

借入申込時から償還期間を通じて民生委員による必要な相談支援を受けることが前提となります。

関係機関と連携して、あなたを支えるネットワークをつくりまします。

原則として連帯保証人（※2）必要

あなたの世帯の生活の安定に熱意を有する人が、連帯保証人となることが原則的に必要です。

本会の定める連帯保証人の条件を満たす場合は、無利子になります（緊急小口資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金を除く）。

単に資金をお貸しするのではありません ～償還可能な貸付けを行います～

資金を必要とする事情、家計収支、将来の見通し、償還計画等を詳しくお伺いし、審査のうえ貸付の可否を決定します。

※1 低所得世帯とは…市町村民税非課税世帯など、世帯の総所得が生活保護基準の1.8倍程度までの世帯で、独立自活に必要な資金の融資を他から受けることが困難であるが、生活福祉資金の貸付と社会福祉協議会等の支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯です。（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金は除く）

※2 連帯保証人とは…借受人及び連帯借受人と連帯して、借入金全額の支払義務を負います。連帯保証人は、債権者からの請求に対し、借受人の支払能力の有無に関わりなく、借入金弁済の義務を負っています。（民法454条等から）

償還計画について

- やむを得ない理由により償還困難となった場合、担当民生委員、市町村社会福祉協議会にご相談ください。
- 償還期間内でも滞納した場合は、借受人とともに、連帯借受人、連帯保証人に督促を行います。
- 故意に償還をされないなど、悪質な滞納に対しては、法的措置をとることになります。
- 最終償還期限までに償還が完了しなかった場合は、延滞元金に対して、**年利5.0%の延滞利子**がつきます。

【貸付対象外の世帯】

- ①制度の主旨、所定の貸付要件、手続き等に同意いただけない場合。
- ②申請時の居住地と住民票が一致していない場合。（※総合支援資金・住宅入居費を除く。）
- ③本貸付制度、離職者支援資金貸付制度及び臨時特例つなぎ資金貸付制度で貸付中の借受人、連帯借受人及び連帯保証人がいる世帯。
- ④他の同種の公的給付、公的貸付を受けている者がいる世帯。（③、④については、併用が認められているものを除く。）
- ⑤自己破産申立ての準備、手続き中、破産後免責決定を受けていない者がいる世帯。
また、過去に本会が実施する貸付事業の債務を免責された者がいる世帯。
- ⑥借入申込人、連帯借受人及び連帯保証人の世帯に属する者が暴力団員である場合。
- ⑦借金返済のための借換えについても貸付できません。

▶ 資金種類のご案内

福祉資金福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要な資金

限度額

障害者用自動車の購入250万円以内、療養に係る経費（1年以内）170万円以内など、資金の目的別に目安額を設けています。

償還期間

最終貸付日から6カ月以内の据置期間経過後、20年以内（資金の目的別に目安期間を設けています）

貸付金利率

年1.5%（連帯保証人をつける場合は無利子）

返済方法

償還計画に従い、口座振替による月賦償還が原則

連帯保証人

原則1名必要

福祉資金緊急小口資金

給料等の紛失または盗難、火災等被災など、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の生活費等

限度額

10万円以内

償還期間

12カ月以内

貸付金利率

無利子

返済方法

償還計画に従い、口座振替による月賦償還が原則

※緊急小口資金の貸付けにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」の利用が貸付要件となります。自立相談支援機関（福祉事務所）にもご相談いただくことが必要です。

不動産担保型生活資金

市町村民税非課税または均等割課税の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける

限度額

月30万円以内

償還期間

死亡等により貸付契約を終了する時（据置3か月以内）

貸付金利率

年3%または長期プライムレートの利率

返済方法

一括償還

連帯保証人

推定相続人から1名

要保護世帯向け不動産担保型生活資金

福祉事務所にご相談ください

総合支援資金

失業等により日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために一時的な資金（生活費等）が必要な場合。継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を社会福祉協議会及び関係機関から受けることに同意すること等が条件になります

限度額

生活支援費 2人以上の世帯は月額20万円以内
単身者は月額15万円以内
（貸付期間は原則3カ月以内）

住宅入居費 40万円以内

一時生活再建費 60万円以内

償還期間

最終貸付日から6カ月以内の据置期間経過後、10年以内

貸付金利率

年1.5%（連帯保証人をつける場合は無利子）

返済方法

償還計画に従い、口座振替による月賦償還が原則

連帯保証人

原則1名必要

※総合支援資金の貸付けにあたっては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」の利用が貸付要件となります。自立相談支援機関（福祉事務所）にもご相談いただくことが必要です。

教育支援資金

高等学校、短期大学、高等専門学校、又は大学に就学するのに必要な経費、入学に際し必要な経費

限度額

教育支援費 高等学校：月3万5千円以内、専門学校・短大：月6万円以内、大学：月6万5千円以内

※特に必要であると認められる場合には、月額を1.5倍以内とすることができる。

就学支度費 50万円以内

※日本学生支援機構における入学時特別増額貸与奨学金より優先して利用することが可能。

償還期間

最終貸付日から6カ月以内の据置期間経過後、20年以内

貸付金利率

無利子

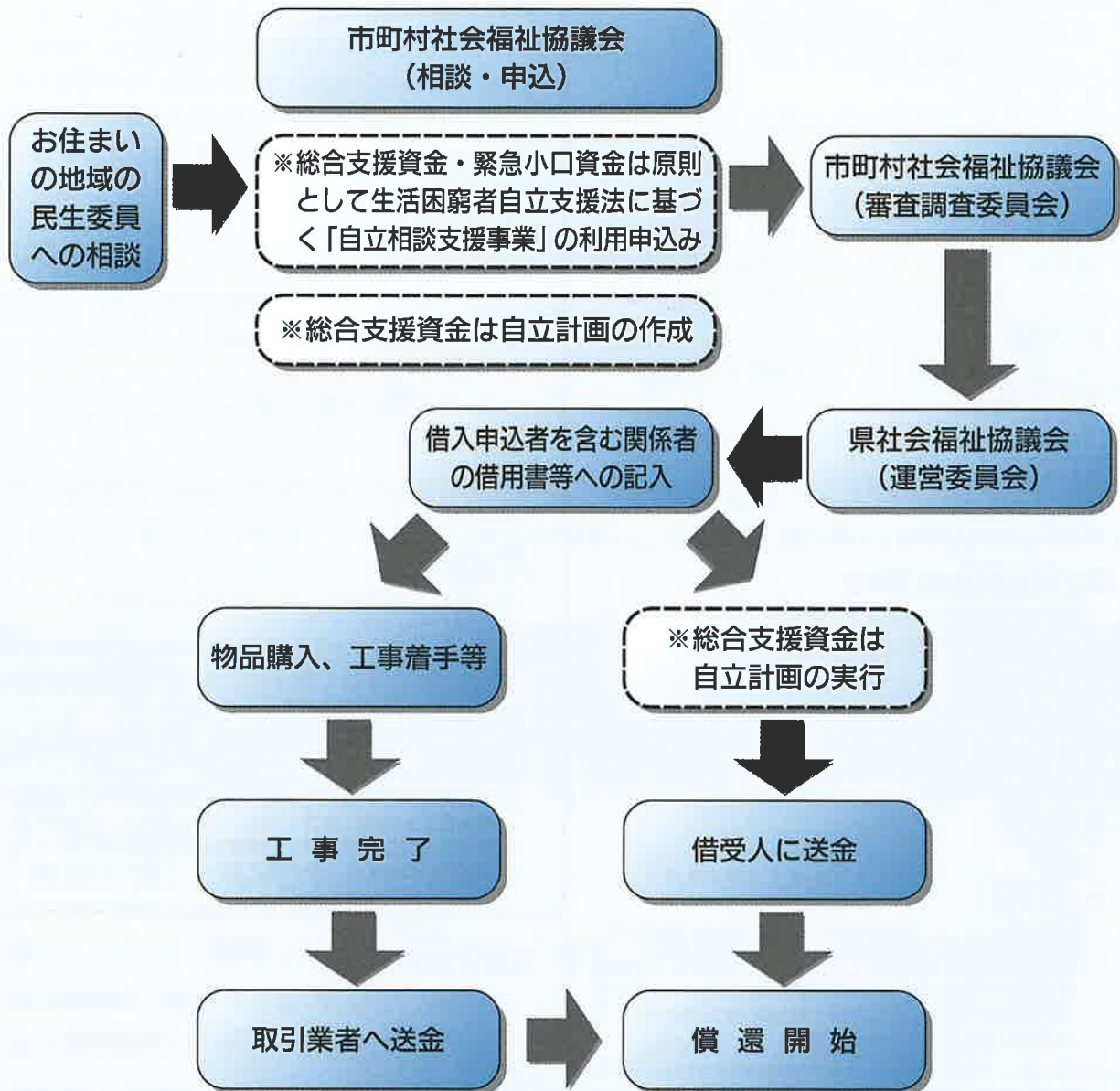
返済方法

償還計画に従い、口座振替による月賦償還が原則

連帯借受人

修学者の親を連帯借受人とします

▶ 貸付相談から償還までの流れ



※申請から審査結果までの期間は、申込資金種類により調査・審査等に1～3か月程度かかる場合がありますのでご了承ください。

※書類に不備があったり、申込書の添付書類の内容に矛盾があると審査が遅れることがあります。

※虚偽の申込みをした場合や、他の目的に流用した場合は、貸付金を一括で償還していただきます。

※審査には申込書と添付書類が必要となります。また、審査中に追加資料の提出等が必要となる場合があります。

※添付書類の準備にかかる費用は、自己負担となります。添付書類はご相談の際、説明します。

※貸付申請の承認、不承認に関わらず、提出いただいた書類は返却できません（借用書を除く）。

《ご注意》

借入申込みにあたって虚偽の申請をされたり、行方不明等になられた場合には、調査のうえ、一括償還や法的措置を含めたしかるべき対応をとっております。

調査、確認の結果、不正な借入申込と認められた場合は、警察に通報します。